

仕 様 書

京都市建設局伏見土木みどり事務所
(担当：木谷、杉左近 075-611-5371)

件名	平板タイル修繕（久我東第二公園）
内容	<p>1 業務の目的 本件は、公園内の平板タイルが一部隆起して段差が生じているため、修繕を行うものである。</p> <p>2 履行期限 令和8年7月22日限り</p> <p>3 履行場所 京都市伏見区久我東町 地内（箇所図参照）</p> <p>4 業務内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 指定箇所の平板タイルを取り外し、根等を除去後、据え直しを行う ※平板タイルの下には山砂を30mm程度敷き均し、平板タイルを据え直すこと ※据え直した平板タイルは既存箇所と段差等が生じないように揃えること ※平板タイル寸法：600×450×60・ 植樹桝付近（現場写真：部分A）の平板タイル等を取り外し後、自然土舗装を行う ※植樹桝付近の平板タイル及び桝内の自然土舗装を除去し、既存の平板タイルと段差が生じないように自然土舗装を行う ※自然土舗装の厚さは30mm程度とする ※撤去した平板タイルは据え直し部材の予備とし、余れば処分すること・ 事前に建設局伏見土木みどり事務所の監督職員と施工時期、施工範囲及び施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。・ 撤去した発生材は、請負者において適切に処分すること。・ 作業に必要な機材については、受託者が自ら用意したものをを用いること。・ 業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。 <p>5 支払条件 業務完了後、適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。</p> <p>6 留意事項 作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近の工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任において対応すること。また、本業務で発生した事故等についても、受注者の責任において対応すること。 作業中、近隣住民、通行車両等から要望・苦情を受けた場合及び、事故等の発生があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。 業務実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。事故があ</p>

	った場合は、受注者の責任で解決すること。
--	----------------------

現場写真

